2　法第百三十四条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び連絡場所

二　当該行為を行う目的

三　当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所

四　その他参考となる事項

第二百三十九条の三　法第百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一　ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。

イ　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ　イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ニ　イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

二　気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

四　模型航空機を第一号の空域で飛行させること。

五　航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六　ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2　前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

第二百三十九条の四　法第百三十四条の三第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　無人航空機に向かつて花火を打ち上げ、又は石、ガラス瓶、金属片その他無人航空機を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射すること。

二　無人航空機の飛行を妨害するおそれのある電波を発射すること。

三　無人航空機の遠隔操作又は自動操縦を妨げること。

（ＯＣＲに用いる申請書等）

第二百三十九条の五　（略）

2・3　（略）

（新設）

（ＯＣＲに用いる申請書等）

第二百三十九条の二　（略）

2・3　（略）